

平成 18 年度財務定期監査の結果に基づき講じた措置等（産業振興局，水道局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>2 産業振興局</p> <p>A 収入に関する事務</p> <p>債権管理を適正に行うべきもの</p> <p>使用料を納期限までに納付しない者に対しては期限を指定して督促しなければならないが，市場使用料について督促状の交付を行っていない事例が見受けられた。</p> <p>また，債権回収努力にもかかわらず，相手先の破産等により回収不能と見込まれる債権等については不能欠損処理を行わざるを得ないが，市場使用料について不能欠損処理が行われていない。（中央卸売市場本場，東部市場）</p> <p>平成 17 年度末の中央卸売市場における使用料等の収入未済額は 7,551 万円と多額であり，債権管理を適正に行うべきである。</p>	<p>債権管理の事務処理要綱等として「神戸市中央卸売市場本場・東部市場使用料等の滞納に係る事務処理要綱」を平成 21 年 3 月に定めており，不納欠損処理も含め，これに基づいた債権管理を行っている。</p>	<p>措置済</p>
<p>D 財産の管理に関する事務</p> <p>中央卸売市場保証金の管理を適正に行うべきもの</p> <p>中央卸売市場保証金は，卸売業者等が市場での業務開始に先立って本市に預託することとなっているが，以下のとおり不適切な事例が見受けられた。</p> <p>適正な管理を行うべきである。</p> <p>ア 保証金預託額が基準に比べて不足又は超過しているもの（中央卸売市場本場，東部市場）</p>	<p>ア 保証金預託額が不足しているものについて，1 件は清算を完了しているが，他の 1 件は使用料の滞納もあり併せて納付指導を行っている。超過しているものについては，全て清算した。</p>	<p>措置済</p>

平成 18 年度財務定期監査の結果に基づき講じた措置等（産業振興局，水道局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>重点監査項目「使用料の減免について」 漏水減免事務を適正に行うべきもの</p> <p>道路の下に埋めてある配水管から分かれて各家庭へ引き込まれている給水管等の器具をまとめて給水装置といい，水道メーターを除く給水装置は所有者の財産であり，その管理責任は所有者，または，使用者にある。</p> <p>給水装置からの漏水で，使用者等が善良な管理者の注意をもってしても管理できなかつたと認められる場合などについて，水道料金を減免しているが，次のような事例が見受けられた。</p> <p>ア 減免申請方法等が要綱で定められていない事例</p> <p>漏水に係る水道料金の減免基準を定めた要綱には，減免手続として使用者の申請が必要なことが定められている。しかし，その申請方法については具体的規定が無く，実際の事務処理においては，使用者や修繕を行った指定給水装置工事業者による口頭申請で済まされているケースが多い。</p> <p>漏水減免は，使用者の管理範囲に属する給水装置からの漏水を対象とするものであるため，局側に原因があるなどの特別の場合を除き使用者の申請に基づき行う必要があるが，現行の取扱によると，申請があったことが局と使用者双方に明示されない恐れがある。</p> <p>（水道局各センター，総務部業務課）</p> <p>原則として申請書が必要なことや，申請書が不要な特別の場合の内容について，要綱等で定めるべきである。</p>	<p>ア 検討会議を開催し，申請書について統一した様式を設けることについて確認し，申請書が作成できるまでの間については，各センターにおいて現行の様式等により，申請書をいただくこととした。</p> <p>平成 20 年 2 月 7 日付で「漏水に係る料金の減免基準に関する要綱」を改正し，申請書様式を追加した。</p>	<p>措置済</p>

平成18年度財務定期監査の結果に基づき講じた措置等（産業振興局，水道局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>局別監査</p> <p>6 水道局</p> <p>C 契約に関する事務</p> <p>契約はとりまとめて行うべきもの</p> <p>専決契約とは，専決規程に基づき当該課又は事業所において決裁できる契約のことであるが，短期間に同種の業務を同一業者に専決契約により複数発注している事例が見受けられた。</p> <p>(奥平野浄水管理・工事事務所，西部センター，垂水センター)</p> <p>できるだけ，とりまとめて発注すべきである。</p>	<p>短期間内に同種あるいは関連性のある契約を行う場合は一括して発注するようにするなど適正な事務処理を図るため，平成19年5月17日付で通知を発出し，周知徹底を行った。</p>	<p>措置済</p>
<p>給水装置工事委託契約を適正に行うべきもの</p> <p>道路部分の給水装置等の工事を指定給水装置工事業者に委託する給水装置工事委託契約について，次のような事例が見受けられた。</p> <p>(配水課，各センター)</p> <p>適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>ア 契約書に代わる請書として給水装置工事委託受諾書があるが，センター所長名で收受されているなど，請書としての要件を欠いている事例</p> <p>イ 500万円までセンター所長の専決契約として運用されているが，水道局部課長等専決規程には給水装置工事委託契約に関する規定が無く，専決区分の根拠が不明瞭である事例</p>	<p>ア 給水装置工事委託受諾書について，水道事業管理者名で收受するなど請書としての要件を満たすように改善するとともに，名称を「給水装置工事委託受諾書 兼 請書」として，請書であることを明確にした。</p> <p>イ 給水装置工事委託契約に関しては，平成26年3月17日付で水道局部課長等専決規程を改正し，委託の区分に給水装置工事委託を追加した。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>